越監告示第 7 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、総務部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和4年2月22日

越前市監査委員 塚崎 正 巳

同 田中希世子

同 川崎悟司

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間

情報政策課	令和3年12月 9日~12月13日
行政管理課 (味真野出張所・白山出張所) (選挙管理委員会) (固定資産評価審査委員会)	12月14日~12月16日
防災危機管理課	12月17日~12月21日
秘書広報課(市政情報室)	令和4年 1月 5日~ 1月 7日
市民協働課(ダイバーシティ推進室)	1月11日~ 1月13日

4 監査の対象

- ① 情報政策課、行政管理課、防災危機管理課 令和2年4月から令和3年10月末日までの所管業務全般
- ② 秘書広報課、市民協働課 令和2年4月から令和3年11月末日までの所管業務全般

5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント(現金取扱事務、債権回収・滞納整理事務、契約事務、委託・補助事業等における管理事務等)を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。なお、監査執行の際に見受けられた留意すべき軽微な事務処理の事項については、所管課に対して口頭にて指導し改善を促した。

区分	指摘事項
所管課	行政管理課
表題	施設改修工事について

庁内の安全衛生委員会が応急処置が必要と判断した白山小学校給食室等改修について、(款)教育費で執行すべきものを財務課の(款)総務費(庁舎管理事業費)予算の配当替えにて対応工事を執行した。

同委員会は、労働安全衛生法に基づき意見を述べる機関であり、安全配慮義務は所管課にあること、また、地方自治法第 216 条により、歳出科目は、その行政目的に従って区分しなければならないことから、適切な予算執行に改められたい。

区分	指摘事項
所管課	防災危機管理課
表題	債権管理について

緊急安全措置実費徴収金(699,320円)は、空家等の危険な状態を回避するため必要最低限度の措置を行った際、所有者等に請求するものであるが、令和2年度11月に督促状を発送後の事務処理が無かった。また、督促状発送後の流れ等について事務規定が無かった。

したがって、業務手順書等の整備も含め、適切な債権管理に改められたい。

区分	指摘事項
所管課	市民協働課
表題	交付金の算定について

地域自治振興事業交付金の算定について、地域自治振興条例施行規則第 18条第4項に規定されているが、剰余金に係る翌年度の交付金減額調整 がされていない事案が見受けられた。

当該規則に基づいた適正な算定を行うよう、財務当局監理のもと、事務手順等について改められたい。